

## 第2章 市議会及び市議会議員に関する規定について

### (市議会の活動) 第3条関係

(市議会の役割、責務を果たすための活動の原則(方針)を規定する。)

#### ●川崎市議会

- ・議会活動の公正性、透明性を確保する
- ・市政の課題、議案等の審議・審査内容について、市民への説明責任を果たす
- ・議会の役割を不断に追及し、自らの改革に継続的に取り組む

#### ●新潟市議会

- ・議会審議に市民の多様な意見を反映させることは、議会活動の基本であり、市民の代表にふさわしい充実した審議、討論を行う
- ・市民の信頼性を高めるよう不断の努力を行い、議会運営の公正性、透明性を確保する
- ・市民が参加しやすい開かれた議会運営を行う
- ・市政の課題、議案等の審議、審査の内容について、様々な機会を活用して市民への説明責任を果たす

#### ●広島市議会

- ・活動の公正性、透明性を確保する
- ・活動について市民に説明する責務を果たす
- ・市民の付託に的確にこたえる議会の在り方を不断に追及し、議会の改革に継続的に取り組む

#### ●北九州市議会

- ・市民との意見交換等を通じ多様な課題の解決に取り組む
- ・議員相互間、市長等との討議を活発に行う
- ・議会活動について、市民への説明責任を果たし、情報公開を行う
- ・議会を取り巻く情勢の変化を認識し、不断の議会改革を行う

#### ●制度等検討会

- ・市民が参画しやすい環境づくりと積極的な情報公開を図り、市民に開かれた議会運営に努める
- ・課題、論点等を明確にするための討論を充実させ、政策決定、市長等の事務執行について監視を行う
- ・政策形成機能、監視機能を効果的、効率的に実施し、公正な議会運営を行う
- ・議会運営の充実、強化を図るため、不断に議会改革を推進する

#### ●あり方研究会

- ・諸活動における公正の確保と透明性の向上を図り、議会に対する市民の理解の促進に努める
- ・市民が参画しやすい環境づくりを推進し、民意を堅実に受け止め市政に反映する
- ・政策形成機能、監視機能を効果的、効率的に実施し、公正、誠実な議会運営を行う
- ・議会運営の充実、強化を図るため、不断に議会改革の推進に努める

## 協議事項

## 静岡市自治基本条例第 17 条（市議会の役割及び責務）

市議会は、市の議決機関であるとともに、市の執行機関に対する監視機関として、その責任を認識し、その機能を十分に果たすよう運営しなければならない。

2 市議会は、市民に開かれた議会運営を図り、市議会に対する市民の関心を高めるとともに、市民の意見をまちづくりに反映させるよう努めなければならない。

## （市議会の活動）

市議会は、静岡市自治基本条例（平成 17 年静岡市条例第 1 号。以下「自治基本条例」という。）第 17 条に規定する市議会の役割及び責務を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

（1）

（2）

（3）

（4）

（ ）

（ ）